

Ⅶ 2021年度（令和3年度）虐待対応研修一覧（実施月別）

	研修名	受講対象	実施時期	定員
5月	講師等養成研修 (新)	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修講師又は研修企画を行う者 要保護児童対策地域協議会の調整担当者等で子ども虐待関連業務経験通算5年を満たした者 家庭児童相談員や子ども家庭相談担当者等で子ども虐待関連業務経験通算5年を満たした者	5月19日（水）～21日（金）	60名
6月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<前期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第9項で受講が義務づけられています）	6月9日（水）～11日（金）	60名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<前期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第9項で受講が義務づけられています）	6月23日（水）～25日（金）	60名
7月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算7年を満たした者（各施設1名）	7月6日（火）～9日（金）	60名
	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校（幼・小・中・高）や教育委員会で子ども虐待対応に携わる指導的立場の教職員（経験年数の制限なし）、市区町村で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者、児童相談所で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等 *教育機関20名、児童相談所20名、市区町村20名（各機関1名）	7月28日（水）～29日（木）	60名
	公開講座「虐待の世代間伝達を断つために私たちができることを考える」 (新)	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種	7月30日（金）	60名
8月	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした者（スーパーバイザー含む）	8月18日（水）～20日（金）	60名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者	8月31日（火）～9月3日（金）	60名
9月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	9月16日（木）～17日（金）	40名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修C<前期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第9項で受講が義務づけられています）	9月29日（水）～10月1日（金）	60名
10月	一時保護所指導者研修	児童福祉領域または児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設）等の指導的立場にある者	10月13日（水）～15日（金）	60名
11月	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、精神保健相談員等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満たした者、管理的立場の者	11月9日（火）～12日（金）	60名
12月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<後期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（前期をA日程で受講した者）	12月8日（水）～10日（金）	60名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<後期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（前期をB日程で受講した者）	12月22日（水）～24日（金）	60名
2022年1月	こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」	①日々子ども虐待に関わる者、②メンタルヘルスに関わる者 ③子どもの生活と環境を調整する者、で指導的立場にある者 機関：児童相談所、児童福祉施設（児童心理治療施設、障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む）、市区町村、保健機関、教育機関、医療機関、警察・司法等 職種：心理職、福祉職、ケアワーカー、里親、施設職員、教員、スクールカウンセラー、医師、保健師、看護師、保育士、弁護士等（常勤・非常勤を問わない）	1月12日（水）～14日（金）	60名
2月	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者 例：子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会、子育て支援担当課、児童家庭支援センター、母子保健担当課、子育て世代包括支援センター、ひとり親支援担当課、DV担当課等、管理的立場の者 都道府県において市町村への助言指導を担当する者 例：児童相談所、研修企画担当課	2月1日（火）～4日（金）	60名
	健康障害のシリーズ「周産期からみえる虐待と予防」	児童相談所（保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等）、市区町村（福祉・保健）、保護された子どもの回復をケアする一時保護所、児童福祉施設（ケアワーカー・児童指導員・嘱託医・看護師）、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所（教員・養護教諭・保育士等）、里親、警察・司法等で指導的立場にある者	2月24日（木）～25日（金）	60名
3月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修C<後期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（前期をC日程で受講した者）	3月9日（水）～11日（金）	60名

* (注)：法定研修。都道府県市との委託契約による研修 (新)：新規実施